

夏季休業中の留意事項

1. 日常生活

- (1) 規律ある生活をする。
- (2) 外出、外泊の際には、行先及び帰宅予定時刻を必ず保護者に知らせること。
- (3) 服装、身だしなみは、本校学生らしい節度のあるものにする。

2. 学習活動

- (1) 休業中の学習計画を立て、基礎力と応用力を身につけるよう心掛けること。
- (2) 不得意科目は、この期間に重点的に勉強して克服すること。
- (3) 教養を高め、人間形成に資するよう、書物に親しむこと。

3. 健康管理

- (1) 規則正しい生活をし、積極的に体力の増進を図ること。
- (2) 疾病がある場合、この期間を利用して治療すること。
- (3) 病原性大腸菌による食中毒が起きやすい時期なので、生ものには注意すること。

4. 交通事故防止

- (1) 交通法規を遵守すること。
- (2) 自動車・バイク・自転車等を運転する時は、万全の注意を払い安全運転を心掛けること
『交通戦争の犠牲にはならない。』
- (3) 無免許運転・スピード違反等の交通違反は決してしないこと。
- (4) 自転車の二人乗りはしないこと。

5. アルバイト

- (1) アルバイトをする場合は、学生便覧に記載のとおり、クラス担任の承認を得て学生支援係へ届け出ること。
- (2) アルバイトの職種は、将来技術者としてプラスになるものを心掛けること。
- (3) 出・退勤、作業態度、服装、言葉遣い等に留意し、茨城高専生としての名誉を損なわないこと。また、事故防止にも心掛けること。

6. 水泳・登山・キャンプ等の野外活動

- (1) 健康増進に大いに役立つが、事故防止を第一に考えて行動すること。
- (2) 登山・キャンプ・旅行等については、計画表をクラス担任の承認を得て学生支援係へ届け出ること。
また、全行程が終了したら必ずクラス担任へその旨連絡すること。
- (3) 海・河川等に出かける場合は、水難事故に遭わないよう十分注意すること。

7. 車・バイク通学

- (1) **土日祝日、長期休業中など、いかなる時も無許可で車・バイクを校内に乗り入れることは禁止**です。
- (2) 車に他学生を乗せることも禁止です。

8. SNSの利用

近年、SNS 利用に関するトラブルが急増しています。トラブルに巻き込まれたり、また、トラブルを起こしたりしないよう心掛け、軽率に利用して被害に遭うことのないよう注意してください。現実社会では、守るべき義務や心がけたい道徳がたくさんあります。**インターネットにおいてもルールやモラル、マナーを守ることが大切です。**

※ 学校へ連絡する必要がある事態が発生した場合には、速やかに担任教員、又は学校に連絡してください。
TEL 029-271-2830（学生支援係）

夏季休業前の連絡事項

1. 夏季休業中の自転車の取扱いについて

- (1) 自転車で通学している学生は、盗難防止のため休業中は自転車を学校に放置しないで、各自持ち帰るか、契約している駅周辺の民間自転車預かり所に預けてください。
- (2) 自転車ラベルを貼っていない等で所有者不明の使用していないと思われる自転車は、放置自転車とみなし撤去整理します。自転車ラベルのない学生は、学生支援係で交付を受けて必ず自転車に貼ってください。
- (3) 持ち帰ることが不可能な学生は、8月9日（金）の下校の際に、自転車に『クラス・氏名』を明記した荷札を付け、図書館棟玄関西側の駐輪場に施錠して駐輪しておいてください。
 - ※ 荷札は学生支援係にあります。
 - ※ 学生支援係で9月18日（水）までチェーンロックをしておきます。
- (4) 時々、自転車の盗難事故が発生しています。自転車から離れる時は必ず鍵を掛ける習慣をつけ、各自がしっかり管理してください。
- (5) 駅周辺の路上等に自転車を放置しないでください。必ず自転車預かり所に預ける等の方法により対処してください。放置自転車は、市役所等で定期的に整理しています。

2. 後期分の授業料免除申請について

令和元年度後期分授業料免除申請関係書類の提出期限は9月20日（金）ですので、申請に必要な書類は、早めに準備して不備のないようにしてください。

なお、詳細は別途掲示・HPにより案内していますので確認してください。

3. 通学証明書の交付について

通学証明書の交付は数日かかる場合があります。即日発行は原則できませんので、夏季休業前後に通学証明書の発行を希望する学生は日にちに余裕を持って学生支援係に申請に来てください。